

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
がと
の翌日
にそ
当る)

目 次

◆条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(職員課)

公布された条例のあらまし

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一、別表第五関

係)

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当(第七条の三関係)

支給月額の限度額を引き上げることとした。

(二) 扶養手当(第八条関係)

特定期間にある扶養親族たる子に係る加算額を引き上げることとした。

(三) 通勤手当(第十条関係)

運賃等相当額の全額支給の限度額を引き上げることとした。

(四) 寒冷地手当(第十一条の二関係)

最高限度額の算出基礎額を引き上げることとした。

(五) 宿日直手当(第十六条の二関係)

勤務一回当たりの支給限度額を引き上げることとした。

二 職員の給与に関する条例の一部改正

寒冷地手当について次のとおり見直すこととした。

(一) 支給額について定率の部分を廃止し、支給地域の区分及び職員の世帯等

の区分に応じて改定することとした。

(二) 基準日を十月三十一日(現行 八月三十一日)とすることとした。

(三) 最高限度額を廃止することとした。

三 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県

条例第三十八号)の施行に伴う寒冷地手当の算出方法の見直しに伴う特例措置

の適用期間を平成九年三月三十一日までの間(現行 当分の間)とすること

した。

四 施行期日等

1 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、二及び二

に伴う経過措置は、平成九年四月一日から施行することとした。

2 一(2の(五)を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例は、平成八

年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万二千九百円」を「三十万七千五百円」に改め、同項第二号中「五万八百円」を「五万千円」に改める。

第八条第四項中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第十条第二項第一号及び第三号中「四万円」を「四万五千元」に改める。

第十一条の二第三項中「五十八万円」を「五十八万三千円」に改める。

第十六条の二第一項中「三千四百円」を「三千六百円」に、「一万六千元」を「一万七千元」に、「六千四百円」を「六千六百円」に、「五千円」を「五千四百円」に、「二万四千元」を「二万五千五百円」に、「九千六百円」を「九千九百円」に改める。別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	184,800	218,400	236,100	256,500	276,000	297,400	332,500	371,500	420,800
2	134,900	171,000	191,700	226,600	245,000	265,500	285,300	307,400	344,600	384,000	435,500
3	139,300	177,700	198,700	235,000	254,000	274,600	294,900	317,600	356,700	396,600	450,200
4	143,800	184,800	205,700	243,900	262,700	283,700	304,600	328,100	368,600	409,100	465,000
5	148,900	190,600	213,300	252,800	271,300	292,800	314,400	338,600	380,400	421,800	479,800
6	154,700	195,700	221,200	261,400	279,900	302,100	324,300	349,000	392,300	434,200	494,600
7	160,700	200,800	229,000	269,800	288,500	311,500	334,300	359,100	404,200	446,500	509,400
8	166,900	205,900	236,400	278,200	297,000	321,000	344,200	368,900	416,200	458,700	524,500
9	171,400	210,600	242,900	286,400	305,500	330,500	353,900	378,700	428,100	470,700	539,500
10	174,900	215,100	249,300	294,500	313,900	340,000	363,400	388,400	439,600	482,600	554,600
11	177,900	219,500	255,600	302,400	322,200	349,600	372,800	398,100	450,500	493,200	566,500
12	180,600	223,900	261,400	309,900	329,900	359,100	381,900	407,800	461,100	503,000	574,300
13	183,300	228,200	267,000	317,200	337,600	368,400	390,700	417,400	469,800	511,200	581,800
14	185,500	231,600	272,200	324,300	345,000	377,500	398,300	426,600	477,200	518,400	588,000
15	187,600	234,700	277,400	330,700	350,900	385,600	404,900	433,600	484,500	523,000	592,800
16	189,200	237,800	282,100	336,800	356,400	392,000	410,900	440,300	489,600		
17		240,900	286,300	341,200	361,200	398,200	416,000	444,700	494,200		
18		243,800	290,000	345,100	365,200	402,400	420,300	449,200	498,500		
19		245,800	293,400	348,800	368,800	406,500	424,600	453,500			
20			296,100	351,500	372,200	410,500	428,700	457,400			
21			298,700	354,100	375,200	414,500	432,600	461,200			
22			301,100	356,700	378,200	418,400	436,300				
23			303,400	359,400	381,200	422,100					
24			305,700	362,200	384,300	425,700					
25			308,000	364,800	387,100						
26			310,200	367,400	389,900						
27			312,400	369,800							
28			314,600	372,200							
29			316,800								
30			319,000								
31			321,200								
32			323,400								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	231,300	267,200	286,700	306,500	327,700	359,900	395,800
2	157,300	172,600	198,900	239,100	276,400	296,100	316,500	337,900	370,100	408,100
3	163,900	179,800	207,000	247,800	285,600	305,600	326,500	348,100	380,400	420,400
4	170,900	189,000	215,100	256,800	294,800	315,500	336,600	358,300	390,600	431,900
5	177,800	198,700	222,300	265,900	304,000	325,500	346,600	368,500	400,800	442,700
6	186,400	206,100	229,500	275,000	312,900	335,500	356,600	378,800	410,900	452,700
7	196,000	213,400	236,800	284,200	321,800	345,500	366,500	388,900	421,000	462,600
8	203,400	220,500	244,100	293,400	330,500	355,500	376,500	399,000	431,000	472,400
9	210,600	227,000	252,200	302,500	339,400	365,300	386,400	409,000	441,000	482,000
10	217,700	233,900	260,100	310,900	348,100	375,000	396,300	419,000	450,900	491,600
11	224,200	241,200	268,100	319,300	356,400	384,700	406,200	429,000	460,600	501,200
12	231,100	248,100	276,100	327,700	364,700	394,500	416,100	438,900	469,900	510,800
13	238,400	255,900	284,200	336,000	372,700	404,400	426,000	448,600	479,200	520,300
14	245,200	263,700	292,000	344,100	380,800	414,300	433,500	458,100	488,500	528,100
15	253,000	271,500	299,900	351,500	388,700	423,600	441,000	466,700	497,400	532,500
16	260,800	279,300	307,900	359,100	396,600	430,200	447,700	474,200	502,100	
17	268,100	286,500	316,200	366,800	404,000	436,600	453,000	478,800	506,500	
18	274,900	293,800	324,500	374,800	410,600	441,900	458,200	483,500	510,600	
19	281,400	300,800	332,600	382,700	417,000	446,100	462,300	488,200		
20	288,100	307,500	340,000	390,400	421,200	450,200	466,400	492,200		
21	294,600	314,200	347,600	397,800	424,800	454,000	470,300	496,000		
22	300,800	320,900	355,300	404,400	428,400	458,000	474,000			
23	307,200	327,300	363,300	410,800	431,900	461,700				
24	313,300	333,800	371,200	415,000	435,400	465,300				
25	319,100	340,500	378,900	418,600	438,600					
26	325,000	347,300	386,300	422,200	441,800					
27	330,900	354,200	392,900	425,700						
28	336,200	360,200	399,300	429,200						
29	340,500	365,400	403,500	432,200						
30	344,500	370,100	407,100	435,200						
31	348,700	375,000	410,700							
32	353,000	378,100	414,200							
33	355,600	381,100	417,700							
34		384,100	420,700							
35		387,100	423,600							
36		389,800								

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	311,400	408,100
2	147,800	191,500	325,000	418,200
3	154,200	198,300	338,400	428,100
4	161,300	205,400	348,600	438,000
5	169,200	212,800	358,800	447,800
6	178,300	220,500	369,100	457,600
7	188,100	231,300	379,000	467,300
8	194,700	242,600	388,900	476,900
9	201,400	254,400	398,700	486,900
10	208,000	267,000	408,200	497,100
11	215,000	279,800	417,400	507,700
12	222,200	292,900	426,500	517,400
13	230,000	306,600	435,500	526,100
14	237,800	320,100	444,300	533,800
15	245,600	332,800	453,000	538,400
16	253,600	342,800	461,700	
17	261,400	352,800	470,600	
18	269,100	362,700	479,500	
19	276,700	372,300	487,900	
20	283,600	381,600	496,300	
21	290,100	390,700	504,500	
22	296,300	398,900	511,500	
23	302,500	406,500	515,700	
24	308,400	414,100		
25	314,300	421,700		
26	320,200	429,300		
27	326,000	435,900		
28	331,700	442,300		
29	337,300	447,500		
30	341,600	452,600		
31	345,400	457,500		
32	348,900	462,000		
33	352,200	465,000		
34	354,700			
35	357,100			
36	359,400			
37	361,600			
38	363,800			
39	366,000			
40	368,200			

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	270,300	403,200
2	147,800	163,400	284,000	412,100
3	154,200	171,700	297,700	420,900
4	161,300	180,800	311,400	429,700
5	169,200	191,500	325,000	438,500
6	178,300	198,300	338,400	447,200
7	188,100	205,400	348,600	455,900
8	194,700	212,800	358,800	464,000
9	201,300	220,500	368,900	471,800
10	207,800	231,300	378,000	479,400
11	214,400	242,600	386,600	486,900
12	221,200	254,400	395,000	494,500
13	228,400	267,000	403,300	501,200
14	235,700	279,800	411,400	506,500
15	242,700	292,900	419,400	510,600
16	249,600	306,600	427,400	
17	256,300	320,100	435,200	
18	262,800	332,800	443,000	
19	269,300	342,800	450,300	
20	275,300	352,600	456,800	
21	280,700	362,400	463,200	
22	285,800	370,900	468,400	
23	290,600	379,100	472,900	
24	295,200	386,900	476,700	
25	298,700	394,100	479,900	
26	302,200	401,100	482,900	
27	305,700	407,400		
28	308,700	413,600		
29	311,000	419,800		
30	313,100	425,400		
31	315,200	430,900		
32	317,300	435,600		
33	319,400	440,100		
34		444,500		
35		448,300		
36		450,900		

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	255,500	297,100	342,600
2	135,000	184,100	268,700	311,000	354,900
3	139,400	194,000	282,000	325,000	367,300
4	144,500	202,700	295,300	339,000	379,700
5	150,700	211,600	309,000	349,700	391,900
6	158,400	220,800	322,600	360,000	404,900
7	166,800	232,300	336,200	369,900	418,100
8	175,600	243,800	346,300	379,500	431,800
9	184,200	255,300	355,600	389,100	445,500
10	191,200	265,400	364,300	398,600	459,000
11	198,500	275,500	372,300	407,800	472,500
12	206,000	285,600	379,400	416,900	485,900
13	213,700	292,700	386,100	426,000	499,100
14	221,500	299,400	392,700	435,100	511,800
15	229,800	306,200	399,100	443,900	524,500
16	238,000	313,000	405,400	452,600	537,200
17	244,400	319,800	411,600	461,100	549,900
18	250,500	326,600	417,300	469,600	561,200
19	256,600	333,400	422,500	477,000	569,700
20	262,600	340,000	427,300	484,300	577,100
21	268,300	346,500	431,900	489,800	583,200
22	273,700	351,600	436,300	494,500	588,600
23	278,900	356,500	440,600	498,500	592,800
24	284,100	360,100	444,200		
25	289,000	363,500	447,700		
26	292,900	366,900			
27	296,700	370,300			
28	299,700	373,600			
29	302,600	376,800			
30	305,200				
31	307,700				
32	310,200				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	296,200	347,400	428,600
2	236,200	312,400	364,200	441,600
3	246,000	328,600	381,000	453,700
4	261,000	345,100	397,900	465,800
5	276,500	361,700	410,600	477,600
6	292,500	378,300	423,700	489,300
7	307,900	395,000	436,500	500,600
8	323,300	407,700	448,600	511,400
9	338,400	419,200	460,500	522,200
10	351,200	430,000	471,800	533,000
11	364,000	439,900	482,800	543,600
12	376,500	449,300	493,700	553,600
13	385,900	458,700	504,300	563,500
14	395,000	467,800	514,900	573,300
15	402,600	476,900	524,800	582,700
16	407,500	486,000	534,600	592,000
17	412,300	493,000	544,400	600,600
18	415,400	499,500	552,100	607,700
19		505,100	559,500	613,000
20		509,400	564,800	617,800
21		513,600	570,100	
22		517,800	575,100	
23		522,000	579,500	
24		525,700	583,800	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	205,700	228,900	265,500	307,400	343,200
2	139,500	176,800	212,600	237,100	275,000	317,600	355,000
3	145,000	183,300	219,800	245,600	284,500	327,800	366,800
4	151,700	189,800	227,800	254,100	294,100	337,900	378,600
5	158,400	196,300	235,900	262,600	303,700	347,900	390,400
6	165,900	202,700	244,200	271,100	313,400	357,800	402,200
7	173,400	209,200	252,500	279,700	323,300	367,600	414,400
8	179,600	215,600	260,800	288,400	333,100	377,400	426,600
9	185,800	222,400	269,200	297,200	342,800	387,300	438,600
10	191,000	229,700	277,600	306,000	352,300	397,300	449,900
11	196,200	236,700	285,900	314,700	361,700	407,200	460,800
12	201,300	243,400	294,100	323,200	370,600	416,800	469,800
13	206,300	249,900	302,200	331,200	379,500	426,200	477,200
14	210,900	256,400	310,100	339,100	387,700	433,400	484,500
15	215,400	262,200	317,700	346,600	394,500	440,200	491,800
16	219,800	267,700	325,000	352,700	401,000	444,700	496,300
17	224,100	272,900	331,800	358,400	406,500	449,200	500,600
18	228,400	278,100	338,300	363,800	411,700	453,500	
19	231,900	282,800	343,000	367,700	415,900	457,400	
20	235,000	287,300	347,600	371,500	420,000	461,200	
21	238,000	290,600	351,300	375,300	424,100		
22	240,500	293,200	354,100	378,700	427,800		
23	242,500	295,800	356,900	382,000	431,400		
24		298,200	359,700	384,800			
25		300,300	362,400	387,600			
26		302,400	365,000	390,400			
27		304,600	367,400	393,200			
28		306,800	369,800				
29			372,200				
30			374,600				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	221,100	243,400	274,700	311,200	345,200
2	152,600	179,400	227,900	250,800	283,200	320,900	357,100
3	158,200	187,900	235,700	258,200	291,700	331,100	368,900
4	164,100	197,000	243,100	265,600	300,200	341,400	380,800
5	170,200	202,700	250,400	273,100	308,800	351,600	392,700
6	178,300	208,500	257,800	280,900	317,400	361,500	405,000
7	186,800	214,400	265,100	288,700	326,000	371,400	417,500
8	195,300	220,800	272,400	296,600	334,400	381,300	429,400
9	200,300	227,600	279,800	304,600	342,300	391,300	441,200
10	205,500	235,000	287,400	312,600	350,100	401,500	452,700
11	210,600	242,300	295,100	320,500	357,900	411,900	464,100
12	215,900	249,600	302,800	328,200	365,600	422,000	474,400
13	221,500	256,900	310,300	335,500	373,400	431,700	483,200
14	227,100	264,200	317,600	342,700	381,400	441,200	491,900
15	232,800	271,400	324,800	349,900	389,400	450,700	500,100
16	238,400	278,600	331,500	356,900	397,300	459,300	507,600
17	244,100	285,800	338,100	363,900	404,800	467,900	512,600
18	249,700	293,000	344,600	370,700	411,400	476,100	516,900
19	255,400	299,900	351,100	377,400	416,600	483,500	520,900
20	261,000	306,800	357,500	383,400	421,400	488,400	
21	266,300	313,600	363,900	389,100	426,200	492,600	
22	271,400	319,900	369,800	394,600	430,300	496,300	
23	275,700	326,000	375,200	398,900	433,800		
24	280,300	332,200	380,500	402,800	436,500		
25	284,600	338,100	384,900	406,500			
26	288,700	342,800	388,600	410,100			
27	292,300	346,800	392,100	413,100			
28	295,700	350,600	395,100	415,700			
29	298,500	354,000	398,100				
30	301,000	356,400	400,900				
31	303,400	358,700	403,400				
32	305,600	360,900					
33	307,900	363,200					
34	310,000	365,500					
35	312,100	367,900					
36	314,200	370,300					
37	316,300	372,700					
38	318,500	375,100					
39	320,700						
40	322,900						
41	325,100						

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「八月三十一日」を「十月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 寒冷地手当の額は、支給地域の区分（一の地域についてその区分が別表第六及び別表第七に掲げられている場合にあつては、別表第七に掲げる区分）及び基準日（基準日の翌日から前項後段の人事委員会で定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下この条において同じ。）における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

支給地域 の区分	世帯等 の区分		
	世帯主である職員	扶養親族が一人又は二人ある職員	扶養親族が三人以上ある職員
一級地	三九、六〇〇円	三三、〇〇〇円	一九、八〇〇円
二級地	六七、五〇〇円	五六、三〇〇円	三三、六〇〇円
三級地	九七、八〇〇円	八一、五〇〇円	四九、一〇〇円
			その他の職員 三四、二〇〇円

第十一条の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「これらの」を「同項の」に改め、同条中同項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第十項中「当分の間」を「平成九年三月三十一日までの間」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第十五項の規定は、平成九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第十六条の二第一項の規定は、規則で定める日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3 平成八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表のイからニまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（附則第六項に規定する職員を除く。以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。次項及び附則第五項において同じ。）が旧号給に対応する同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が旧号給に対応する同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第六項の規定の適用については、その者が切替日において旧号給を受けていた期間（その者の旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である場合にあつては、切替日において旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間

に通算する。

(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替日から第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))

第十六条の二第一項の改正規定を除く。)の施行の日(附則第十一項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日(次項において「異動日」という。)における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、人事委員会が定める。

8 前項の規定により異動日における号給を決定される職員のうち、同項の規定による号給の額が改正前の条例の規定により異動日において受けていた給料月額(改正前の条例別表第三イの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しない職員の当該号給を受ける間の給料月額(改正後の条例別表第三イの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額)は、改正後の条例別表第三、別表第四及び別表第五イの給料表の額にかかわらず、旧給料月額とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について

は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第七項後段の規定を準用する。

(職員が受けていた号給等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

11 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(改正後の条例第四条等の規定の経過措置)

12 改正後の条例第四条第三項及び第四項、第十六条の六第二項並びに別表第三イの備考(二)及びロの備考(二)の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、改正後の条例第四条第三項中「号給」とあるのは「号給又は給料月額」とされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号)附則別表のイからニまでの表の暫定給料月額欄に定める額(以下「暫定給料月額」という。))と、同条第四項及び改正後の条例第十六条の六第二項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」と、改正後の条例別表第三イの備考(二)及びロの備考(二)中「この表の額」とあるのは「この表の額又は暫定給料月額」とする。

13 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の条例第四条第七項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

14 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(寒冷地手当に関する経過措置)

15 平成八年度の給与条例第十一条の二第二項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に対応する人事委員会が定める日(以下「指定日」という。)以前から引き続き同項に規定する支給地域に在勤する職員の寒冷地手当(その支給すべき事由の生じた日が平成十二年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。)について、第二条の規定による改正後の給与条例(以下「新条例」という。)第十一条の二第二項の規定によるものとした場合の額(以下「改正後の額」という。)が、みなし額(改正後の条例の規定による平成八年度の基準日(当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となつた日。以下「平成八年度基準日」という。)における当該職員の給料の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の条例第八条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、改正後の条例の規定による平成八年度基準日における給料の月額)又は五十八万三千円のいずれか低い額に平成八年度の基準日に対応する指定日において当該職員の在勤していた地域に応じて改正前の条例第十一条の二第二項第一号に規定する割合を乗じて得た額と当該指定日において当該職員の在勤していた地域及び当該指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項第二号に規定する額を合算した額(当該指定日の翌日から平成十二年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員が改正後の額の異なる地域に異動した場合その他の人事委員会が定める場合にあつては、その定める額)をいう。以下同じ。)に達しないこととなる場合において、みなし額から改正後の額を減じた額が次の表の上欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を超えるときは、新条例第十一条の二第二項の規定にかかわらず、みなし額から同表の上欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の額とする。

(人事委員会への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

平成九年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	三万円
平成十年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	五万円
平成十一年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	七万円
平成十二年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	九万円

附則別表 特定号給職員の号給の切替表 (附則第3項-第5項、第12項関係)

イ 教育職給料表(-)の適用を受ける職員

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧 号 給	職 務 の 級					
	2 級			3 級		
	新号給	期間	暫 定 給料月額	新号給	期間	暫 定 給料月額
	月	円		月	円	
1	-			1	3	308,000
2	2			2	6	318,100
3	3			3	9	328,300
4	4			3		
5	5			4		
6	6			5		
7	7	3	228,800	6		
8	8	6	237,200	7		
9	9	9	245,800	8		
10	9			9		
11	10	3	263,200	10		
12	11	6	273,100	11		
13	12	9	283,000	12		
14	12			13		
15	13	3	302,800	14		
16	14	6	312,700	15		
17	15	9	322,800	16		
18	15			17		
19	16			18		
20	17			19		
21	18			20		
22	19			21		
23	20			22		
24	21			23		
25	22					
26	23					
27	24					
28	25					
29	26					
30	27					
31	28					
32	29					
33	30					
34	31					
35	32					
36	33					

旧 号 給	職 務 の 級					
	2 級			3 級		
	新号給	期間	暫 定 給料月額	新号給	期間	暫 定 給料月額
	月	円		月	円	
1	-			1	3	266,800
2	2			2	6	277,100
3	3			3	9	287,400
4	4			3		
5	5			4	3	308,000
6	6			5	6	318,100
7	7			6	9	328,300
8	8			6		
9	9			7		
10	10	3	228,800	8		
11	11	6	237,200	9		
12	12	9	245,800	10		
13	12			11		
14	13	3	263,200	12		
15	14	6	273,100	13		
16	15	9	283,000	14		
17	15			15		
18	16	3	302,800	16		
19	17	6	312,700	17		
20	18	9	322,800	18		
21	18			19		
22	19			20		
23	20			21		
24	21			22		
25	22			23		
26	23			24		
27	24			25		
28	25			26		
29	26					
30	27					
31	28					
32	29					
33	30					
34	31					
35	32					
36	33					
37	34					
38	35					
39	36					

ニ 医療職給料表(-)の適用を受ける職員

旧 号 給	職 務 の 級								
	1 級			2 級			3 級		
	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
	月	円	月	円	月	円	月	円	
1	—			1			1	9	334,900
2	2			2	3	308,300	1		
3	3			3	6	320,400	2	3	360,000
4	4	3	257,000	4	9	332,700	3	6	372,600
5	5	6	268,500	4			4	9	385,200
6	6	9	280,500	5	3	357,500	4		
7	6			6	6	369,900	5		
8	7	3	304,600	7	9	382,400	6		
9	8	6	316,600	7			7		
10	9	9	328,300	8			8		
11	9			9			9		
12	10	3	348,000	10			10		
13	11	6	357,600	11			11		
14	12	9	367,100	12			12		
15	12			13			13		
16	13			14			14		
17	14			15			15		
18	15			16			16		
19	16			17			17		
20	17			18			18		
21	18			19			19		
22				20			20		
23				21			21		
24				22			22		
25				23			23		
26				24			24		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】